



THE SUGGESTION

提 言

中小企業組合総合研究所機関紙

6月1日

第233号(2025年)

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受け付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

発行所

一般社団法人 中小企業組合総合研究所

〒530-0043 大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル801

電話 06-6809-6634 FAX 06-6881-0782

URL <http://www.kumiaisouken.com/>

未来への人材育成の拠点

大阪労働学校・アソシエ 総会を開催

一般社団法人大阪労働学校・アソシエ(斉藤日出治・学長は5月12日、大阪市北区の同校事務所において2025年度総会を開催した。この数年間の弾圧の中で、労働学校の運営も停滞を余儀なくされたが、このピンチをチャンスにして、もう一度再生していくための決意表明の場でもある総会であった。

大阪労働学校・アソシエ

学長 斉藤 日出治



本学は2016年に開学しましたが、2018年からの関生支部に対する大弾圧により、労働学校運営のための財源が、関



開学当初は、関生支部

の労働運動を軸にしてネ

ットワークを作り、労働運

動だけでなく、協同組合

運動や社会的連帯経済

の運動、産別の労働運動

を日本に広めるという事

で、「関西産業種別・職種別

ユニオン研究会」を立ち上

げて、そこにも労働学校

が参加するという形で、

関生の労働運動を軸にし

た社会運動、連帯経済の

運動という広がりを持つ

た拠点としての意義があ

った訳です。しかし弾圧

以降、内部の崩壊というの

があり、その取り組みが

出来なくなりました。

そんな中でも、学校の

講座運営は現在に至る

まで継続しており、本年

で開学10周年を迎える

事ができました。関生支

部に対する弾圧を跳ね

返す裁判闘争も高揚し

ており、本年度は本校の

運営も、新たに立ち上

ったオールジャパン労働組

合や労働者協同組合の

運動などとも連携しな

がら、資本主義の深刻な

危機に対応する社会闘

争を担う機関として再

生をかけた年度を迎え

ます。その責任の重さを

噛みしめて、本年度の運

営に取り組んでいきたい

と思っています。

代表理事

武建一



今回の弾圧は権力中
枢部からの弾圧だと私は
最初からみていました。
彼らの狙いは、関生支部
そのものを瓦解させる事
と、もう一つは関生支部を
変質させていくという事
です。

沖縄意見広告運動や
日米安保破棄、地位協定
の改正など、日本の将来
に関する課題について関
生支部は運動の方針に掲

げていきましたがそれらを
支えていくために、大阪
労働学校・アソシエで知的
能力を深化、あるいは強
化させていくという事を
して、それらを言葉だけ
でなく実践的に追求して
いたわけです。

今、我々は新しい事に
取り組んでいます。これか
ら妨害もあると思います。

組織というのは「人」と
「拠点」と「財政」の3つ
を兼ね備えなければ、い
くら正しい事を言っても
拡がりません。運動体と
しては基礎を作り、そし
て若い人々を育てる状
況を提供して、「なるほど
なあ」と思われるように
する事が、苦勞されて、支
援していただいた皆さん
に対する恩返しになると
思います。

大阪労働学校・アソシエ

「大阪労働学校・アソシエ」は、資本主義を根源的に批判し、競争社会から共生・協働型の社会への転換をめざし、事の本質をつかみ、労働の尊厳に基づく社会の構築を担う人材育成を教育理念に掲げて、そして労働の尊厳を回復させることを目標に、2016年に開校した。

世界で進行しつつある社会的経済を広げる運動と連帯して、社会との共生・自立した地域社会の強化・働き生活する場

「大阪労働学校・アソシエ」としての協同組合的社会的育成という3つの理念を深めることも大きな課題としている。

働そのものに喜びを見出すと、1922年に賀川豊彦を校長に設立された「大阪労働学校」があった。大阪の地に「大阪労働学校」の労働を喜びにする精神を継承する事は、労働の尊厳が軽視されている現代において非常に重要な意味を持つている。

日本でも、「仙台・羅須地人協会」、東京の「変革のアソシエ」などの運動との連携を図りつつ、「大阪労働学校・アソシエ」は、労働の歴史を学び、労働の尊厳を取り戻す意欲を持ち、将来の社会を担う有徳の士を育てることを目標としている。

労働を単に生活水準の向上を実現する手段として見るのではなく、労働を組織できる人材を養成すべく存在している。

四季折々

「進歩」と「調和」

前回、大阪で開かれた「日本万国博覧会(1970年)」は、アジアで初めての国際博覧会で、77カ国が出展、半年間で6400万人が来場した。高度経済成長の真っ只中にあつた日本が、技術大国としての自信を世界に示した一大イベントだった。実際、当時の日本企業が披露した最先端技術は、人々の暮らしが未来へ向かっていることを強く感じさせるもので、日本中が希望に満ちあふれていた。

振りの万博のテーマである「人類の進歩と調和」というのは、今もなお重要な問いとして我々の前にあるように思う。かつての「進歩」は、経済成長や技術の発展を指していた。しかし今は、「持続可能性」多様性「共生」といったより人間的で長期的な視点が求められている。成長だけを追求するのはなく、社会全体の調和をどう実現するか、これはいつの時代においても非常に大切なテーマである。

今回の「大阪関西万博」のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」である。これは万博が単に未来の技術を見せるイベントではなく、「人」がよりよく生きるという本質的な問いに向き合う場でもあるという事ではないか。

未来

来を見つめるためにこそ過去を知る。その視点を大切にしながら、「進歩」と「調和」を意識していきたい。

(H)

「京都3事件」無罪判決の控訴審に向けて 弁護側が「進行に関する意見書」を提出

いわゆる「京都3事件」で、恐喝や強要未遂などの罪に問われた全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部・前委員長の武建氏と、現委員長・湯川裕司氏に対して、京都地方裁判所は2月26日、両氏に無罪を言い渡した。この判決は、「労働3権」に基づいて行なう争議行為は恐喝・脅迫に当たらない」という事を認めた画期的な判決であったが、検察側は判決を不服とし控訴期限の3月12日、大阪高裁に控訴した。

「審の審理中、弁護側は、「生コン業界の産業構造や特殊性」や「当時の京都地区の状況」などを説明するための説明を逐次行なってきた。しかし、控訴審では書面中心の審理となるため、裁判官がそのような機会を得る事なく、別の目を通して事件を見る事になり、生コン業界の実情などに対する理解不足から、労働運動への評価を見誤る危険性が危惧される。

そのため、武氏の主任

弁護人である位田浩・弁護士と、湯川氏の主任弁護士である小田幸児・弁護士は5月1日付で大阪高裁裁判所第6刑事部あてに、「進行に関する意見書」を提出した。以下はその内容である。



本件の控訴審における進行について、下記のとおり意見を述べる。

裁判所におかれては、速やかに進行協議または打合せの期日を設けられたい。

1. 本件は労働事件であること

本件は本来、刑事事件として扱われるべき事件ではない。労働組合と使用者側との間の労使交渉・労使自治にかかる労働事件である。

たとえば、本件の加茂生コン事件第1(就労証明書交付強要未遂事件)については、事件現場における安井氏らと村田保美氏との間の面談時のやり取りはすべて録音録画されており、現場での事実関係についてはほぼ争いが無い。その事実経過を前提としながら、本件に先行して審理された別件の安井・吉田事件について、一審京都地裁は、検察官が強要未遂に当たるとして起訴した2017年10月16日～12月4日の行為のうち、10月16日～11月27日の前半までの間は無罪とし、11月27日に保美氏が体調不良を訴えた後の要求行為から12月4日までの行為を有罪とした。ところが、その控訴審

は、11月27日から12月3日までの要求行為も脅迫にあたらないとしたうえ、12月4日の松尾氏・安井氏の発言についてのみ強要未遂ではなく脅迫が成立するとし、安井氏を脅迫で有罪としたが、吉田氏は共謀が認められないとして無罪とした。これについて、最高裁は訴訟手続の法令違反を理由に高裁に差し戻し、先日の4月18日の大阪高裁第3刑事部の判決は、あらためて吉田氏は無罪とする一方、安井氏は12月4日の要求行為について強要未遂が成立するとした。

2. 本件の異様な捜査・公判の経過を踏まえ、控訴審の審理の進行を検討すべきであること

このように、防犯カメラにより当事者・関係者の言動が客観的に確認できる事件であるにもかかわらず、労働組合の活動に対する「評価」により、起訴した検察官、京都地裁裁判官、大阪高裁裁判官らの判断が分かれている。

弁護人がここで強調したいのは、これらの判断のうちどの判断が正しいのかということではない。共通の事実を前提として、一審京都地裁は、検察官が強要未遂に当たるとして起訴した2017年10月16日～12月4日の行為のうち、10月16日～11月27日の前半までの間は無罪とし、11月27日に保美氏が体調不良を訴えた後の要求行為から12月4日までの行為を有罪とした。ところが、その控訴審

の有罪判決に対し、大阪高裁は無罪判決を言い渡し、それが確定した。判決理由の中で、大阪高裁は関生支部が産業別労働組合であることを踏まえた判断を行っている。

裁判官によつて真逆の結論が出されるのは、いったい何故なのか。

それは、労働法に対する理解の程度、労働組合活動に対する憲法上の保護の要請に対する理解の程度が判断の相異をもたらしっているとしか考

えられないのである。そんな事実を聞きたいんですけれども。

久…もめたらストライキがありますよね。

検…ストライキを回避する考えだったということですか。

久…そうですね。

検…久貝さんの認識としては、ストライキを回避するために解決金を支払ったということなんですか。

久…はい。

とをされるのか、具体的な事実を聞きたいんですけれども。

久…もめたらストライキがありますよね。

検…ストライキを回避する考えだったということですか。

久…そうですね。

検…久貝さんの認識としては、ストライキを回避するために解決金を支払ったということなんですか。

久…はい。

たとは考え難い。」と判示している(原判決36頁)。この判示内容からすれば、明らかに上記久貝証言の信用性を否定している。

原判決が認定するとおり、松井吉隆氏の手帳や証言などから、久貝氏は占拠に要する費用等については京都協組で負担することになってやむを得ないものと当初から考えていたことが証拠上明らかであるところ、久貝氏が証言のときにそのことを「すっかり忘れていた」などということは到底あり得ない。

端的にいえば、久貝氏は自らの証言が真実に反することを知りながら、立川検事に「証言させられた」(注1)のである。



大阪高裁

憲法28条の労働基本権保障の意義や不当労働行為が労働法上いかなる意味を持つかについて、正確な知識をもたない検察官が本件を起訴しており、刑事事件を主に担当する裁判官においても労働法の識見にはおぼつかない点が見られる。

たとえば、本件の加茂生コン事件第1(就労証明書交付強要未遂事件)については、事件現場における安井氏らと村田保美氏との間の面談時のやり取りはすべて録音録画されており、現場での事実関係についてはほぼ争いが無い。その事実経過を前提としながら、本件に先行して審理された別件の安井・吉田事件について、一審京都地裁は、検察官が強要未遂に当たるとして起訴した2017年10月16日～12月4日の行為のうち、10月16日～11月27日の前半までの間は無罪とし、11月27日に保美氏が体調不良を訴えた後の要求行為から12月4日までの行為を有罪とした。ところが、その控訴審

の有罪判決に対し、大阪高裁は無罪判決を言い渡し、それが確定した。判決理由の中で、大阪高裁は関生支部が産業別労働組合であることを踏まえた判断を行っている。

裁判官によつて真逆の結論が出されるのは、いったい何故なのか。

それは、労働法に対する理解の程度、労働組合活動に対する憲法上の保護の要請に対する理解の程度が判断の相異をもたらししているとしか考

えられないのである。そんな事実を聞きたいんですけれども。

久…もめたらストライキがありますよね。

検…ストライキを回避する考えだったということですか。

久…そうですね。

検…久貝さんの認識としては、ストライキを回避するために解決金を支払ったということなんですか。

久…はい。

とをされるのか、具体的な事実を聞きたいんですけれども。

久…もめたらストライキがありますよね。

検…ストライキを回避する考えだったということですか。

久…そうですね。

検…久貝さんの認識としては、ストライキを回避するために解決金を支払ったということなんですか。

久…はい。

とをされるのか、具体的な事実を聞きたいんですけれども。

久…もめたらストライキがありますよね。

検…ストライキを回避する考えだったということですか。

久…そうですね。

検…久貝さんの認識としては、ストライキを回避するために解決金を支払ったということなんですか。

久…はい。

とをされるのか、具体的な事実を聞きたいんですけれども。

久…もめたらストライキがありますよね。

検…ストライキを回避する考えだったということですか。

久…そうですね。

検…久貝さんの認識としては、ストライキを回避するために解決金を支払ったということなんですか。

久…はい。

とをされるのか、具体的な事実を聞きたいんですけれども。

久…もめたらストライキがありますよね。

検…ストライキを回避する考えだったということですか。

久…そうですね。

検…久貝さんの認識としては、ストライキを回避するために解決金を支払ったということなんですか。

久…はい。

(2面から) 行きたい」

証言とほぼ同旨の内容が旨発言していた(弁95・5頁)。「連の弾圧につき、久貝氏は、関生支部と京都協組とが協力して生コン価格の値戻しに成功してきたことを破壊する目的で行われているものと考え、関生支部とともに弾圧に抗する意向を示していたのである。

しかし、その後、久貝氏を含む京都協組理事が何度も事情聴取(久貝氏については被疑者として取調べを受け、結局約1年後の2019年7月16日には、京都府警の強い働きかけのもとで、京都協組によつて近畿生コン事件の告訴が行われ、同時に関生支部との決別宣言が行われるに至った。

告訴直前の7月5日に作成された久貝氏の検察官調書(原審甲68・立川検事作成)には、6000万円を脅し取られたという後の公判廷における上記証言とほぼ同旨の内容が記載されている。つまり、久貝氏は、京都協組による告訴前の時点で、立川検事に對し「ストが怖くて支払わざるを得なかった」旨の真実に反する証言を行なうことを約束させられていたのである(この間の経過の概略は添付の【別表】のとおりであるので参照されたい)。

この1年の間に、なぜ久貝氏は従前の立場(不当弾圧に抗する)を大きく変え、公判廷で真実に反する証言を行うことを受け入れるに至ったのか。そこに、誰のどのような意思が働いたのか。

上記の事情聴取・取調べの経過からすれば、答えは明白であろう。本件は、徹頭徹尾、捜査機関によつて作られた事件である。

久貝氏は、原審第2回公判での証人尋問実施後にがんが見つかり、2024年5月26日、原審判決を開く前に死去した。取調べ及び証人尋問の際の心労ががんの進行を早めることとなったと考えるのは弁護人だけではあるまい。ある意味で、久貝氏は、本件弾圧の陰の被害者であつたといえる。

以上を踏まえて、控訴審における検察官の補充の主張・立証についてあらかじめ意見を述べる。

検察官は、意地と面子をかけて、原判決の破棄を目指して主張の変更やそれに伴う補充立証を試みるであろう。しかし、それは到底許されるべきでない。原審での長期間にわたる公判前整理手続(22回)と公判手続(29回)において、検察官は大量の証拠請求(甲11・262、乙1・24、証人11・28)を行い、請求証人については検察官が撤回しなかった20人が全員採用されて

証人尋問が実施された24年5月26日、原審判決を開く前に死去した。取調べ及び証人尋問の際の心労ががんの進行を早めることとなったと考えるのは弁護人だけではあるまい。ある意味で、久貝氏は、本件弾圧の陰の被害者であつたといえる。

くわえて、本件は、実際には京都協組側からの被害申告により立件された事件ではない。捜査機関が久貝氏から話を聞く前の時点で、恐喝で立件し起訴することを決め、その見立てに沿つて作られた事件である。どのようにして「黙示の脅迫」との主張を裁判所に受け入れさせるか、立川検事はさんざん検討して方針を決め、その「見立て」に沿つて、久貝氏らに真実に

反する供述を強いて本件を起訴した。しかし、原判決は、それはやはり主張上も証拠上も無理があるとの判定を行ったわけである。いまさら、大阪高検が原判決の「あら捜し」をして、原審で行ったのとはまた別の「脅迫を基礎づける間接事実」を持ち出して主張を追加変更したり、あるいはすでに原審でも悪性格立証でしかないような証拠を多数請求していたのに、控訴審でさらに立証範囲を広げることなど、断じて許されることではない。

3. 検察官の控訴趣意書提出期限までの期間はせいぜい3か月とすべきである

検察官は控訴趣意書提出期限までの期間を相当長期とすることを要望している旨書記官から聞き及んでいる。

しかし、そのような要望は聞き入れられるべきでなく、期限までの期間はせいぜい3か月とされるべきである。そもそも、検察官は、弁護人とは異なり、強大な捜査権限をもつて「時間無制限」の捜査を行った後、本件を起訴している。しかも本件では、全事件を通じて、事実関係には大きな争いはない。一部争いがある部分(たとえばベストライナー事件で1億5000万円の金

反する供述を強いて本件を起訴した。しかし、原判決は、それはやはり主張上も証拠上も無理があるとの判定を行ったわけである。いまさら、大阪高検が原判決の「あら捜し」をして、原審で行ったのとはまた別の「脅迫を基礎づける間接事実」を持ち出して主張を追加変更したり、あるいはすでに原審でも悪性格立証でしかないような証拠を多数請求していたのに、控訴審でさらに立証範囲を広げることなど、断じて許されることではない。

刑事裁判は、それ自体が被告人の心身に強い負担を与えることは改めていうまでもない。とくに本件では、懲役10年という異常に重い求刑がされていること、さらに、労働組合である関生支部の活動に本刑事裁判の係属が事実上の多大な悪影響

4. 弁護人に事案説明の機会を設けてもらいたいこと

前述のとおり、本件は事実関係の争いを中心とする事件ではない。久貝氏や被告人らの言動をどう評価するかが焦点なのである。言い換えれば、生コン業界の産業構造などに対する理解を前提に、使用者団体である京都協組と産業別労働組合である関生支部との間の交渉や争議の経緯の中で行われた各言動の評価が問題となる事案である。

その際には「労働法の識見」が必要不可欠であるが、本件ではそれだけにとどまらない。さらに、生コンの値戻しや(国の政策ともなっている)集約化事業、その前提としての生コン業界の産業構造や構造的な不況、協同組合非加盟のアウト業者の位置づけ、関生支部の産業政策運動の内容や歴史的経緯、近畿地方における京都／大阪／滋賀の各地区の特異性や相互の関連

を与え続けていることも踏まえれば、裁判を早期に終結させるべき要請はとりわけ強いというべきである。

裁判所は、検察官の不当な要求に屈せず、毅然とした態度で、通常どおりの趣意書提出期限を設定すべきである。

性などの事情を正しく把握し、当時の京都地区(加茂生コン事件)においては洛南地区)における生コン業界の実情や当時の状況などに対する理解不足から、本件にかかわる労使交渉の経緯等に関する評価を見誤る危険があることを強く危惧している。

そこで、今後の進行協議または打合せ等の場面で、原審において弁護人が行った内容と同様のプレゼンテーションを行う機会を設けていただきたい。

この点、弁護人は、原審【注1】尋問調書には久貝氏の仕草そのものは表れていないが、久貝氏は弁護側からの反対尋問の際、何度も検察官席の立川検事の表情をうかがう仕草を見せた。その事実

【注1】尋問調書には久貝氏の仕草そのものは表れていないが、久貝氏は弁護側からの反対尋問の際、何度も検察官席の立川検事の表情をうかがう仕草を見せた。その事実

【注2】この時期は加茂生コン事件の告訴を受け、京都府警が京都協組関係先も含めた広範な搜索差押を行っていた正にその時期に当たる。

における審理中、冒頭陳述や公判手続更新の際に、これらの事情について何

度もプレゼンテーションを行い、「生コン業界の産業構造や特殊性」「当時の京都地区の状況」などをパワーポイントや図を使いながら口頭で分かりやすく説明してきた。そうしたプロセスの中で、原審裁判官は理解を深めていったと推察される。

弁護人としては、控訴審が書面中心の審理となるため、裁判官がそうした機会を得られず、京都の生コン業界の実情や当時の状況などに対する理解不足から、本件にかかわる労使交渉の経緯等に関する評価を見誤る危険があることを強く危惧している。

そこで、今後の進行協議または打合せ等の場面で、原審において弁護人が行った内容と同様のプレゼンテーションを行う機会を設けていただきたい。

あらためて繰り返すが、

以上

検事さんの顔を見て検事さんの表情を確認するのはやめてください。お願いいたします。」と述べたのに対し、裁判長が、「裁判長に對する申出として受け止めますと、見なきや証言できないわけじゃないですよね。」と久貝氏に確認し、久貝氏がうなずいた後、裁判長が「では、でき

本件では、久貝氏がベストライナー争議を終結に向かわせるべく交渉していたときの京都地域の状況や、福田氏の解任動議提出による京都協組執行部体制の刷新の背景や経緯、執行部の刷新によつて生じた京都協組と関生支部との間の関係の劇的な変化、その後の京都地域における生コンの値戻し及び連合会構想の実現の経過、加茂生コン事件第2において洛南協組執行部であつた毛谷村氏らが村田建材のプラント解体を実現しようとしていた際の洛南協組としての利害などに対する正しい理解がなければ、公訴事実にかかる被告人らの言動や久貝氏・毛谷村氏ら関係者の認識や言動を適切に評価することはできない。

裁判官において、それらを正しく理解いただくため、早急にプレゼンテーションの機会を与えられたい。

労働者の国際連帯で、平和と豊かな生活を勝ち取ろう！

第96回中之島メーデー開催

中之島メーデー実行委員会は5月1日、中之島公園剣先ひろば(大阪市北区)で「第96回中之島メーデー」を開催。メインスローガンは「労働者の国際連帯で、平和と豊かな生活を勝ち取ろう！」。初夏の日差しが降り注ぐこの日、会場には平日にもかかわらず組合員や関係団体など約4000人が集結してメーデーが盛大に行なわれた。

メーデーは、1886年労働者たちが権利を主張する日として位置づけられている。アメリカのメーデーが「8時間労働の実現を目指す活動」と承認されたのをきっかけに、メーデーは世界各地に広がっていった。日本では、1920年5月2日に「第1回メーデー」が東京・上野公園で開催された。その後、1935年の「第16回メーデー」までは各地で行なわれていたが、治安維持法の下で労働運動は弾圧され、1936年の「2・26事件」で戒厳令が敷かれたのを機にメーデーは禁止された。

戦後、メーデーは1946年の「第17回メーデー」から再開され、この時のスローガンは「働けるだけ働かせろ」「食糧メーデー」とも呼ばれた。

以後、メーデーは日本の労働者の地位や労働条件の向上、権利拡大をはじめ、人権・労働基本権の確立、民主主義の発展、世界の恒久平和に深く貢献するなど、その役割



西梅田公園に向かうデモ行進(大阪市北区・梅新東交差点で)

を果たしている。

大阪では、1921年に中之島でメーデーが開かれてから、今年で104年目となる。

◆

5月1日、多くの労働組合、市民団体、政党などの旗がたなびく快晴の空のもと行なわれた「第96回中之島メーデー」。異常な物価高騰が生活を直撃し、一部労働者には賃上げが実施されているが、圧倒的多数の中小零細企業で働く労働者には、そうした恩恵が降り落ちる事は無い。今回のメーデーは、そんな中で行なわれたメーデーである。

【主催者挨拶】
残念ながら世の中は、今日の天気のような気持ちのいい世界ではありません。こんな世の中ではないのか。これを変えるにはどうしたらいいのか。

権力者たちはとことん私利私欲です。人の命を何とも思っていないし、人の暮らしを何とも思っていない。今、万博をやっていますが、散々問題が起っていますが、誰も責任をとりません。今、我々が相対している会社も、行政機関も、誰も責任を取りません。だから、どう責任を取らせるのかという事です。世の中を私たちが幸せに生きていける社会に変えていくためには、どうすればいいのか。

各団体からアピール

主催者挨拶の後、参加団体からの連帯挨拶が行なわれた。壇上では大阪労働者弁護団の挨拶から始まり、新社会党、社民党、れいわ新選組など政党・議員の挨拶が続く。

その後、韓国の労働争議の報告、教育合同、ケアワーカーユニオン、全日本港湾労働組合関西地方大阪支部、なかまユニオンなどの争議アピールが続いた。



参加議員からのアピール

労働者の団結を

各組合からの闘争、争議のアピール終了後、反戦、護憲などのメッセージソングを歌う川口真由美さんのパフォーマンスが行なわれた。川口さんの魂のこもった熱い歌が会場に響きわたり、これからの闘いを

鼓舞した。

その後、メーデーアピールが読み上げられ、最後に参加者全員で「戦争やめろ あげろ！賃金」「労働基準法解体反対！」と記されたポテッカード(プラカード)を掲げてのアピールを行ない、「団結してガンバリ」を三唱して、2025年のメーデーを成功裏に終えた。



川口さんの魂の歌声

第96回中之島メーデーアピール

世界は戦争でいっぱいです。ウクライナでの戦争に終わりは見えず、ガザでは市民への攻撃が止まず、スーダンやミャンマーでは内戦が続いています。

社会は不安でいっぱいです。物価はどんどん上がっていくのに、私たちの給料はほとんど増えず、生活はますます苦しくなっています。

気候変動で気温は毎年上がり、大雨や台風による災害が増え、私たちの暮らしは壊されています。

先が見えない世の中で、人々の不安につけこみ、「悪いのは外国から来た人たちだ」と、分断と対立をおおる政治家が増えてい

ます。19世紀、私たちのなかまは「人間らしい働き方」を求めて立ち上がりました。20世紀、私たちのなかまは労働組合の権利を勝ち取りました。21世紀

に生きる私たちは何をすべきでしょう。誰かの幸せを踏みにじり、自分だけ豊かな生活を楽しむのか。誰かの苦しみに寄り添い、みんなで豊かさを分かち合うのか。どちらが人としてよい良い姿か、ここ中之島に集まった私たちと世界のみんなは答えを知っています。

戦争と不安がいっぱいの時代に、分断と対立に對して団結と連帯で闘い、世界のなかまと一緒に、より良い社会を作りましょう。

そして、22世紀のまだ見ぬ仲間へ闘いをつなげましょう。

第96回中之島メーデー

参加者一同

参加者一同

参加者一同

参加者一同

参加者一同

参加者一同

地域アンシェーションの芽(74)

京都大学名誉教授 本山美彦

種子をめぐる勢力(20)

17世紀、ヨーロッパにおいて、「自然科学」(しぜんかがく、natural science)の研究が著しく進んだ。自然科学とは、自然現象を正確に理解するための有効な「概念」(concept)を提示し、その法則性を明らかにする学問分野である。

「**種子**」は概念を細部にこだわらず、いろいろな現象の共通点を見出して、大雑把に理解することである」と定義しておく。

自然科学には、「物理学」(physics)、「化学」(chemistry)、「生物学」(biology)、「天文学」(astronomy)、「地学」(geology)などが含まれている。実生活への応用を目指す「工学」(engineering)、「農学」(agriculture)、「医学」(medicine)なども、自然科学の分野

として位置づけられている。

当然、自然科学の分野

だろうと見なされがちな「数学」(mathematics)であるが、数学は、自然科学ではなく、「形式科学」(formal science)に分類されている。

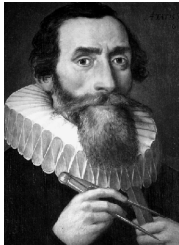
形式科学とは、記号体系を使って抽象的な構造を扱う学問の総称である。自然科学や「社会科学」(social science)とは異なり、経験的な観察や実験に基づかず、純粋に思考や推論によって結果を導き出すことを目標としている学問分野である。

自然科学の進化とは、それまでの大きすぎた概念を緻密に細分化することであると言える。

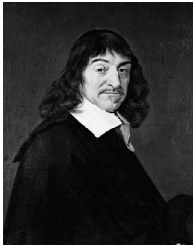
望遠鏡、顕微鏡など観察・実験にかかわる諸用具が相次いで発明されたことと、目を見張る数学の進歩が、16世紀のいわゆる「科学の時代」(Age of Science)を生み出したのであろう。なかでも、数学が自然現象の理論づけに用いられるようになった



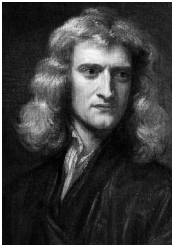
ニュートンの生家にあつたリンゴの木は、接ぎ木により各国の科学機関に分譲されている。写真は1964年に英国物理學研究所から日本學士院長・柴田雄次に贈られた枝を接ぎ木したもので、現在は小石川植物園(東大理学部附属植物園)で育てられている。



ヨハネス・ケプラー



ルネ・デカルト



イ・ニュートン

果たしたのが、「ガリレオ・ガリレイ」(Galileo Galilei、1564~1642年)であり、「ヨハネス・ケプラー」(Johannes Kepler、1571~1630年)、「ルネ・デカルト」(René Descartes、1596~1650年)などであった。

そして、17世紀の科学を体系づけたのが「アイザック・ニュートン」(Isaac Newton、1642~1727年)であった。

ケプラーは惑星の運行法則を発見した。ガリレオは望遠鏡による天体の観測によつて地動説を証明し、物体落下の法則の数学的公式化の道を開いた。

デカルトは(ヨーロッパ)「大陸合理論」(Continental Rationalism)の扉を開いた。

デカルトは、すべてのものを徹底的に疑つたうえで、それを考えている自分

【科学の種類と分類】

	研究対象	学問の分類			
		人文(科)学	哲学・宗教学・歴史学 言語学・文学・芸術	社会科学	法学・政治学・経済学 経営学・社会学・心理学 文化人類学・考古学
文科系	人間	人文(科)学		社会科学	
	人間関係			社会科学	
理科系	自然(生物)	自然科学	生物学	生物学	医学・歯学 薬学・農学
	自然(非生物)	自然科学	物理学	物理学・化学 天文学・地学	工学 建築学
	数字論理	形式科学		数学・論理学	統計学 情報科学



フランシス・ベーコン

の存在だけが確かなことであるとして「われ思う、ゆえに我あり」(コギト・エルゴ・スム、cogito, ergo sum)という大陸合理論の第一原理に立ち至った。自己存在から事実を「演繹的」(deductive)一般的に知られた法則や前提から、推論によつて結論を導き出す考え方に認識していく方法は、「ゴットフリート・ライプニッツ」(Gottfried Leibniz、1646~1716年)や「ブレイズ・パスカル」(Blaise Pascal、1623~1662年)などによつて継承された。

それに対抗するものとして、「フランシス・ベーコン」(Francis Bacon、1561~1626年)に始まる「イギリス経験論」(British Empiricism)があった。これは、大陸合理論の「演繹法」(deductive method)とは異なる「帰納法」(inductive method)



G・ライプニッツ

「大陸合理論」(Continental Rationalism)の扉を開いた。

提言文芸

~投稿歓迎~

・望むのは格差と核のない世界
(怒りのブドウ球菌)

・万博は利権と癒着の展示会
(野菜の証明)

「格差」と「核」は現代社会における大きな問題であり、その廃絶により「平和」と「平等」という人類共通の理想が得られるはずだ。万博は本来、世界の文化・技術・未来を示す「展示会」であるはずだが、その裏では特定の団体や個人が利益を得て、そして政治家との不正な結びつきなどが横行。果たして万博とは、体誰のためのものなのか？

に依拠するものであった。しかし、ここでは、イギリス経験論についての叙述は省略する。

17世紀の科学の時代を牽引したニュートンは、「微分積分」(differential and integral calculus)という新しい数学を創出し、「ニュートン力学」(Newtonian mechanics)という、20世紀の「原子物理学」(atomic physics)が出現するまでの自然科学の基本体系をつくりあげたのである。

ニュートン力学は、運動の法則を基礎として構築した力学の体系のことである(<https://www.y-history.net/appendix/wh1003-001.html>)。

本稿は、ひとまずここで閉じる。「なんだ、入門の文を記してわたしたちを馬鹿にするのか？」と読者諸氏はお怒りになるだろう。

ご容赦。電子がまさに数学の公式のごとく、配置されている事実には、私は心の底から感動している。これが次稿のテーマである。本稿はそのための基礎的な用語の確認である。

社会資本政策研究会

サンセイ生コンクリート株式会社

代表取締役 稲村 義昭

〒651-1412 兵庫県西宮市山崎町下山口六五十一
電話 (078) 904-1369
FAX (078) 904-1107

関西生コン関連経営者会

KU 団体を支援する会

ベトナムカルチャー・フードフェスティバル2025大阪

花博記念公園鶴見緑地で 入場無料 6/14・15

日越外交樹立50周年を記念して昨年、大阪で初開催された「ベトナムフェスティバル」には2日間でのべ10万人が来場、昨年も2日間で11万5000人が来場し大成功を収めた。大阪で3回目の開催となる今年は、大阪市鶴見区の花博記念公園鶴見緑地 中央通り・噴水広場に会場を移し、食をテーマに「ベトナムカルチャー&フードフェスティバル2025大阪」が開催される。

ベトナムからトップアーティストが来日！

ベトナムで大人気のシンガー「スアン・ギー」とベトナムを代表するボーカルグループの「ダラブ」の来日が決定。その他、ベトナムや日本の著名アーティストがステージを盛り上げる。



フォー



大盛況だった昨年のベトナムフェスティバル

げ春巻き、チエー(ベトナム風ゼンザイ)、ベトナムコヒーなど本場のベトナム料理が満載。さらに、最も美味しかったフォーを選ば「フォーワン・グランプリ」開催が食の祭典を盛り上げる。

会場の中心にはランタナタワーが設置され、ベトナムの雰囲気を感じられるとともに、ベトナムの伝統的な歌舞団が会場をベトナムカラーに染める。

本場のベトナム料理が堪能できる



バインミー

ベトナムから有名シェフが来日し、本場のベトナム料理が堪能できる。会場にはフォー(米粉麺)やバインミー(ベトナム風サンドイッチ)、チャーゾー(揚げ



ランタナタワーが会場を彩る



XUAN NGHI (スアン・ギー)

幼い頃から「音楽の天才児」と注目を集め、10年間の海外留学後、2019年に「Summer Night」で鮮やかにカムバック。2024年のアルバム「MOON」は即完売で、年間再生でもTOP5入りを果たす。



Da LAB (ダラブ)

幅広い世代に愛され、東南アジアから欧米まで人気が拡大している今最も勢いのある男性3人組ボーカルグループ。2024年のアルバム「MOON」は即完売で、年間再生でもTOP5入りを果たす。

■今年の「ベトナムカルチャー&フードフェスティバル2025大阪」は6月14日(土)・15日(日)の二日間、花博記念公園鶴見緑地(大阪メトロ「鶴見緑地公園駅」下車すぐ)で開催。時間は両日とも10:00～20:00。雨天決行。入場無料。

主催/ベトナムカルチャー&フードフェスティバル2025大阪実行委員会
共催/在大阪ベトナム総領事館、サイゴンツーリスト
後援/ベトナム外務省、ベトナム文化スポーツ観光省、外務省、大阪府、大阪市ほか



映画「棘2」独白」上映会

6/21管理職ユニオン・関西で

管理職ユニオン・関西では2月に、徳之島出身の二人の男・武建二氏の半生を描いた映画「棘」ひとりの痛みは己の痛み。武建二(2019年・杉浦弘子監督)の上映会を開催し大好評を博した。今回は、リクエストの多かった続編の「棘2」独白(2021年)の上映会を行なう。

映画は武氏が勾留されていた2年間の闘いを追いつながら、「なぜ弾圧か」という疑問に二石を投じる。当日は上映後に武建二氏のミニ講演、懇親会も行なわれる予定。参加希望者は管理職ユニオン・関西(06-16881-0781)まで。

■日時 6月21日(土)14:00上映開始

■会場 管理職ユニオン・関西

大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル801

■参加費 懇親会のみ参加費負担をお願いします。



会場は大阪メトロ「鶴見緑地公園」駅下車すぐ

後、総領事館の活動支援をはじめ、両国の交流を通じて相互理解をより深めるための事業を行ない、日本およびベトナムの平和と繁栄に貢献する事を目的として、経済貿易交流団・留学生支援・研修生の受け入れ等、さまざまな民間交流活動に積極的に取り組んでいる。協会設立30周年を記念して今秋には訪越団派遣を予定している。



詳しい情報は

頑張れ尾上部屋

関取誕生まであと少し

大相撲五月場所(両国国技館)では大関・大の里(二所ノ関部屋)が二場所の成績次第では関取十両以上誕生の可能性もあり期待が膨らむ。三月場所の前相撲で初土俵を踏んだ澤崎も、千秋楽に勝ち越しを決め、来場所以降のさらなる活躍に注目が集まる。



炎鵬(右・伊勢ヶ濱)を小手投げで下す伊波(両国国技館・12日目)

五月場所 尾上部屋力士成績

☆印は勝ち越し力士

番付	四股名	成績
【幕下】		
東9枚目	伊波	☆4勝3敗
東29枚目	春山	3勝4敗
東35枚目	北天海	3勝4敗
西44枚目	城間	☆5勝2敗
【三段目】		
東2枚目	穂高	3勝4敗
東11枚目	大海	3勝4敗
西42枚目	高馬山	3勝4敗
東61枚目	坂林	2勝5敗
東64枚目	照寶	3勝4敗
【序二段】		
西2枚目	九鬼王	1勝6敗
東39枚目	玄武丸	☆4勝3敗
西65枚目	高倉山	☆5勝2敗
東82枚目	富士の輝	3勝4敗
【序ノ口】		
西22枚目	澤崎	☆4勝3敗

※七月場所(名古屋場所)の番付は6月30日に発表